農業振興普及部だより

第**76**号 平成27年6月1日発行

みどりのごだま

~ ふくしまからはじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動~

福島県相双農林事務所農業振興普及部

〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30 TEL (0244) 26-1149

FAX (0244) 26-1169

E-mail:shinkouhukyuu.af06@pref.fukushima.lg.jp

平成27年度農業振興普及部の活動体制

農業振興普及部長 安田 宏幸

副部長 竹内 孝重

下線…転入、新規採用 青字…部内異動

○印…主任主査(キャップ)

新メンバーも がんばります!!



後列…鎌田 須田 八代 西間木 移川 斎藤 寺田 前列… 橋本 根本 安田 菅野 髙崎

地域農業推進課 課長 根本高志

○栁沼浩(畜産)渡部誠司(野菜特産)笹川正樹(作物)

穴澤 一(野菜特産) 西間木 佑哉 (野菜特産)

| 斎藤 幸平 (野菜特産) 各務 | 良 (果樹) 松﨑 | 俊 (花き)

鎌田 拓郎 (花き)

経営支援課 課長 常盤秀夫

○髙岩 和史(果樹)江上 宗信(作物)門馬 和枝(畜産)

齋藤 克彦 (野菜特産) 八代 沙絵子 (野菜特産)

寺田 俊介(畜産)大和田 正幸(作物)

農業振興課 課長 菅野 弘一 主に補助事業を担当

○<u>橋本 伝示</u> 伊藤 稔 内田 研一 <u>髙崎 実</u> 渡邉 朋博 高橋 幸枝(育休中) 遠藤 侑香

須田 悠 移川 美由紀

東日本大震災及び原子力災害から4年が経過いたしました。農業者の皆様方のこれまでの御労苦、御努力によって、復興への歩みは着実に進められておりますが、避難による営農の中断や風評に加え、米価の下落など、当地方の農業は依然として深刻な状況に置かれております。

「安心して、そして納得して」農業を続けられるように、営農の再開はもとより、将来にわたって安定的な農業が営めるような地域の農業構造を築いていくこと、これが真の復興であると考えております。

農業振興普及部職員一同、まずは、農業者の皆様の様々な思いをしっかりと受け止めて、きめ細かで機動的な普及活動を展開していきたいと思います。当地方の力強い農業の復興に向けて、一生懸命努力してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(農業振興普及部長 安田 宏幸)

営農再開に向けた取組について

営農再開を支援するため、福島県営農再開支援事業を始め、各種事業に取り組んでいます。新規事業や事業メニューの拡充等もありますので、お気軽にご相談ください。(平成27年度は、現時点の状況)

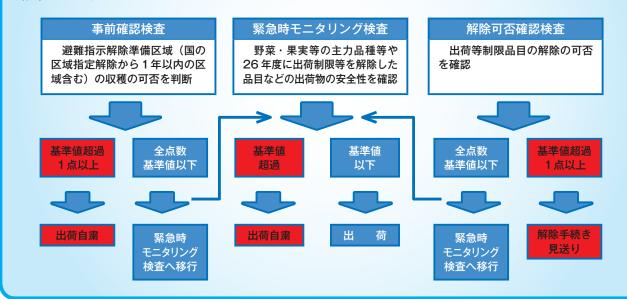
	事	業	3	事	業	内	容		23 ~ 27 年度 大字施件数(相		事業費合	計(千円)
;	福島県営農再開	開支援事業	(H24 ~)	福島県の被災地域でのメニュー)営農再	開に向	けた様々な事業	H24 H25 H26 H27	1 市町村 8 市町村 11 市町村 11 市町村	1件 40件 38件 44件	1, 0 1, 2 1, 7	30.	827 997 976 387
1	東日本大震災農	農業生産対	策交付金	被災を受けた農業施設	と や 営農	用資機	材の復旧等を支援		4 市町村	79件	2, 8	51,	615
[坡災農家経営再開支援事業			経営再開に向けた復	∃作業を	:行う農	業者への支援		5 市町村	14件	3, 4	28,	1 3 7
	被災地域農業復興総合支援事業 (東日本大震災復興交付金) (福島再生加速化交付金)			被災市町村が被災農業 導入を支援	美者へ農	業用施	設、農業用機械の	H24 H25 H26 H27	4 市町村 4 市町村 3 市町村 3 市町村	9件 4件 7件 3件	1,6	23, 68.	352 163 184 799
	園芸産地等復興 園芸産地復興式 (H25 ~)			園芸産地の復興に向い	ナた園芸	用施設	、資材等の整備支援	H24 H25 H26 H27	5 市町村 6 市町村 6 市町村	7件 16件 15件 (要望内容		92,	580 630 333
	避難農業者一時 (H24 ~)	寺就農等支	援事業	避難先での営農再開に必要な資材等の支援				H24 H25 H26 H27	6 市町村 7 市町村 4 市町村 4 市町村	6件 7件 4件 4件		31, 20,	3 2 8 2 5 0 9 9 4 0 0 0

平成 27 年 6 月 1 日 (2) 第 76 号

平成27年度園芸品目モニタリング体制について

当事務所では、相馬地方で販売される野菜・果実等の安全性を確認するため、出荷前及び出荷期間中の緊急時環境放射線モニタリング検査を実施しますので、生産者及び関係団体・直売所等の皆様の御協力をお願いします。

なお、各市町にある「ふくしまの恵み安全対策協議会」等の園芸品目検査所(地方市場、 直売所等)では簡易分析機器によるスクリーニング検査を随時受け付けていますので御利 用ください。



農林産物の出荷制限について

食品衛生法上の基準値を超える放射性物質が検出された農林産物については、原子力 災害特別措置法に基づき、当面の間、出荷及び摂取等を差し控えるよう国から指示が出さ れています。

出荷を差し控えるよう指示 (出荷が制限) されている野菜や果実、山菜等は、市町村や農産物直売所等での自主検査で基準値を下回っても出荷・販売 (譲渡も含む) ができませんのでご注意ください。

特に、これからの季節、果実類が収穫の時期を迎えますが、 南相馬市産の「ウメ」及び「ビワ」については、出荷を差し 控えるようお願いします。



なお、出荷が制限されている品目に関する最新の情報は、県のホームページ等 でご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

【福島県食品生活衛生課 -食の安全のページー】

http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/shoku-top.html

【野菜、果実に関する問い合わせ先】

福島県相双農林事務所 農業振興普及部 電話:0244-26-1151

双葉農業普及所 電話:0240-23-6473

【山菜、きのこ等に関する問い合わせ先】

福島県相双農林事務所 森林林業部 電話:0244-26-4305

富岡林業指導所 電話:0244-26-4302

第 76 号 平成 27 年 6 月 1 日 (3)

目指せ!園芸復興!!「新未来園芸プロジェクト」紹介シリーズ!

【新未来園芸(新たなふくしまの未来を拓く園芸振興)プロジェクトとは?】

福島県のさらなる園芸振興を図るために、各産地の重点品目を集中して支援・推進することを目的としたプロジェクトです。平成25年度から平成32年度までの8年間が推進期間となります。相双農林事務所農業振興普及部では、「トマト」、「ねぎ」、「にら」、「日本なし」、「トルコギキョウ」を選定しました。

今年度の「みどりのこだま」では、これら品目の取組内容と成果についてそれぞれ紹介していきます!

第1弾 トマト ~産地復興を目指して~

【平成 25 年以前の状況】

相馬管内におけるトマト・ミニトマトは、水稲や他品目との複合経営の主部門として栽培されてきました。しかし、東日本大震災による施設の流失や生産者の避難などの影響で、面積は平成22年度679aから平成24年度160a、生産者数は平成22年度26戸から平成24年度15戸と産地は著しく縮小しました。





【取組と成果】

関係機関・団体と協力して新規栽培者の掘り起こしを行った 結果、栽培に取り組む生産者が増加し、面積 200a、生産者数 34 戸まで回復しました。新規栽培者が多いことから、栽培講 習会等により栽培技術の習得を支援しています。また、放射性 物質等のリスク対策として、GAP の導入を推進しています。

新たな取組として、隔離床栽培による簡易養液栽培を始める 生産者もおり、産地の復興と発展を目指して進み始めています。

農産物直売所の最新情報》》

相馬市及び南相馬市、新地町、飯舘村にある農産物直売所が結集して平成16年に発足した「相馬地方農産物直売所連絡協議会」は、原発事故以降、旧警戒区域・計画的避難区域を除く4つの直売所(「あぐりや」、「ふれあい旬のひろば」、「四季彩」、「旬のひろば」)が中心となり、地域住民に対する放射能への理解醸成の取組や地場産農産物の風評払しょく活動、直売所相互の交流会・研修会開催など、様々な事業を積極的に展開してきました。

その結果、平成26年における上記直売所の販売実績は、ついに、平成22年(震災前)を上回りました。さらに、新たな直売所「味菜ひろば よりみち」が今年2月に、「セデッテかしま」が4月にそれぞれオープンしたり、相馬市や新地町では、学校給食への地場産農産物の利用が再開されるなど、「地産地消」の好循環が着実に表れてきています。

このような中、原町区の避難指示解除準備区域にあり、 現在、活動休止を余儀なくされている「江井直売所いと とんぼ」では、「農村女性活動再生事業」を活用して花き 類の試験栽培、店づくりや店舗運営方法に関する勉強会、 地元産の野菜等を活用したカレーの開発などに取り組み ながら活動再開を模索し、今年7月(予定)、新天地(南 相馬市北原)での再オープンが決定しました。

相馬地方の農業復興を牽引し、皆様へ「相馬の旬」と 「農家の愛」をお届けする直売所。もう、立ち寄らずには いられません!



(写真) 直売所合同イベントの様子

平成 27 年 6 月 1 日 (4) 第 76 号

農地中間管理事業について

平成26年度に国は、農用地利用の効率化・高度化を促進するため、「農地中間管理事業」を 創設しました。これを受けて、県は公益財団法人福島県農業振興公社を農地中間管理機構に指 定し、県内全域で農地の利用集積を進めることとしました。これらの制度を有効に活用し、担い 手の育成や集落営農と併せて、農用地の利用・集積を進めましょう。

【地域集積協力金】(平成27年度助成単価:単価は段階的に引き下げられます) 地域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付けた地域に対し、協力金 を交付します。

- 1 地域農地に占める機構への貸付面積が2割超5割以下 20,000円/10a(新地町・相馬市・南相馬市は24,000円/10a)
- 2 地域農地に占める機構への貸付面積が5割超8割以下28,000円/10a(新地町・相馬市・南相馬市は32,000円/10a)
- 3 地域農地に占める機構への貸付面積が8割超 36,000円/10a(新地町・相馬市・南相馬市は40,000円/10a)

なお、平成27年度から本事業を積極的に推進するため、当農業振興普及部内に駐在員が派遣されておりますので、事業に関する疑問や問い合わせについては当所駐在員又はお住まいの市町村農政担当課、お近くのJAへご相談願います。

(公財)福島県農業振興公社相双農林事務所駐在専門員 松本良一(☎070-1582-6920)

農薬適正使用について

昨年も県内で農産物の残留農薬超過事例が発生しています。 事故防止のため、改めて以下の点に注意して安全な農薬散布を心がけましょう!

- ①農薬を使用する際は、最新の登録情報を確認しましょう。
 - ※ H26年9月から農薬の登録に当たって新たな評価方法(短期暴露評価)が導入されたため、一部農薬で登録内容が変更となっており、今後も登録内容の見直しが随時行われます。農薬を使用する際は、ラベルに記載された使用方法でなく、最新登録情報を確認して使用してください。

短期暴露評価: 急性参照用量(ある物質を短時間に多量に摂取した場合でも、健康に 悪影響がないとされる1日あたりの摂取量)に基づく評価。

- ②農薬散布前日までに、周辺住民へ散布時間や方法を事前に連絡し、了承を得ましょう。
- ③散布時は、周辺農作物への飛散防止を徹底しましょう。
- ④使用した農薬が、防除器具(タンク、ホース等)に残らないよう、十分に洗浄し、廃液 は適切に処分してください。

農作業死亡事故、急増中!!

平成27年度に入り、当管内での発生を含め、県内で農作業死亡事故が多発し、農作業死亡事故多発警報が発令されました。原因の大部分は農業機械の操縦ミスや転倒・転落、機械のトラブルであり、高齢者が犠牲となる事例が増えています。

- 1 声のかけ合い:複数人で、声を掛け合って!
- 2 日頃の点検:良い仕事は信頼できる機械で!
- 3 ゆとりある日程:余裕のない作業がミスの元。

以上を心がけ、安全に農作業を行いましょう!

